

間接オークション導入に伴う 会計上の整理について

2017年7月26日

資源エネルギー庁

間接オークションの導入の意義

- これまで、地域間の連系線利用ルールである「先着優先ルール」は、経済的に優位性のある電源が新規に現れたとしても、空き容量が十分でない場合は連系線を利用できないため、広域メ리트オーダー（より安い電源から動かす）の妨げとなっていた。
- また、2016年度からは制度上、先着優先ルールに基づき連系線を利用可能な事業者が、容易に電源の差し替えを行うことが可能となったため、連系線を利用できない事業者と比して、競争上極めて有利になる問題が生じている。
- そのため、入札価格の安い電源順に送電することを可能とするルール（間接オークション）を導入することで、公平な競争環境の下で連系線をより効率的に利用し、広域メ리트オーダーの達成を促す。

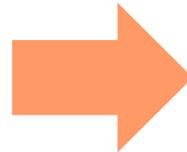
<連系線利用状況イメージ>

（4つの利用計画分を送電できる容量があると仮定）

①～④は優先順位

①	利用計画 1 (8円/kWh)
②	利用計画 2 (10円/kWh)
③	利用計画 3 (7円/kWh)
④	利用計画 4 (25円/kWh)
	利用計画 5 (5円/kWh)
	利用計画 6 (17円/kWh)

（現状：先着優先）

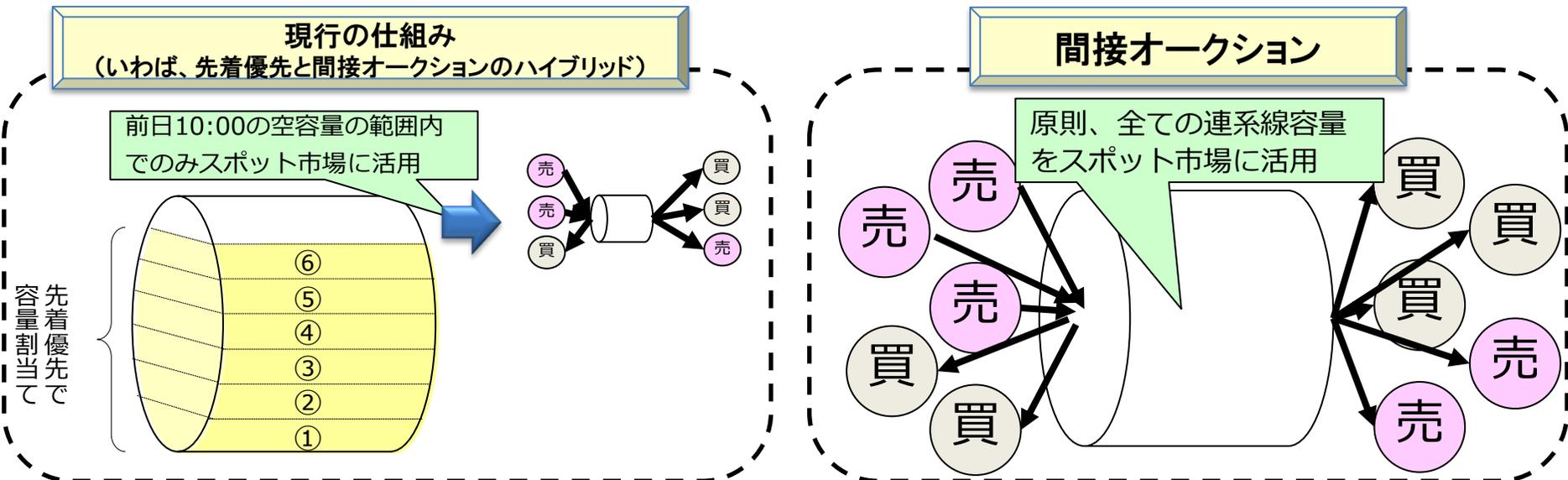


③	利用計画 1 (8円/kWh)
④	利用計画 2 (10円/kWh)
②	利用計画 3 (7円/kWh)
	利用計画 4 (25円/kWh)
①	利用計画 5 (5円/kWh)
	利用計画 6 (17円/kWh)

（今後：間接オークション）

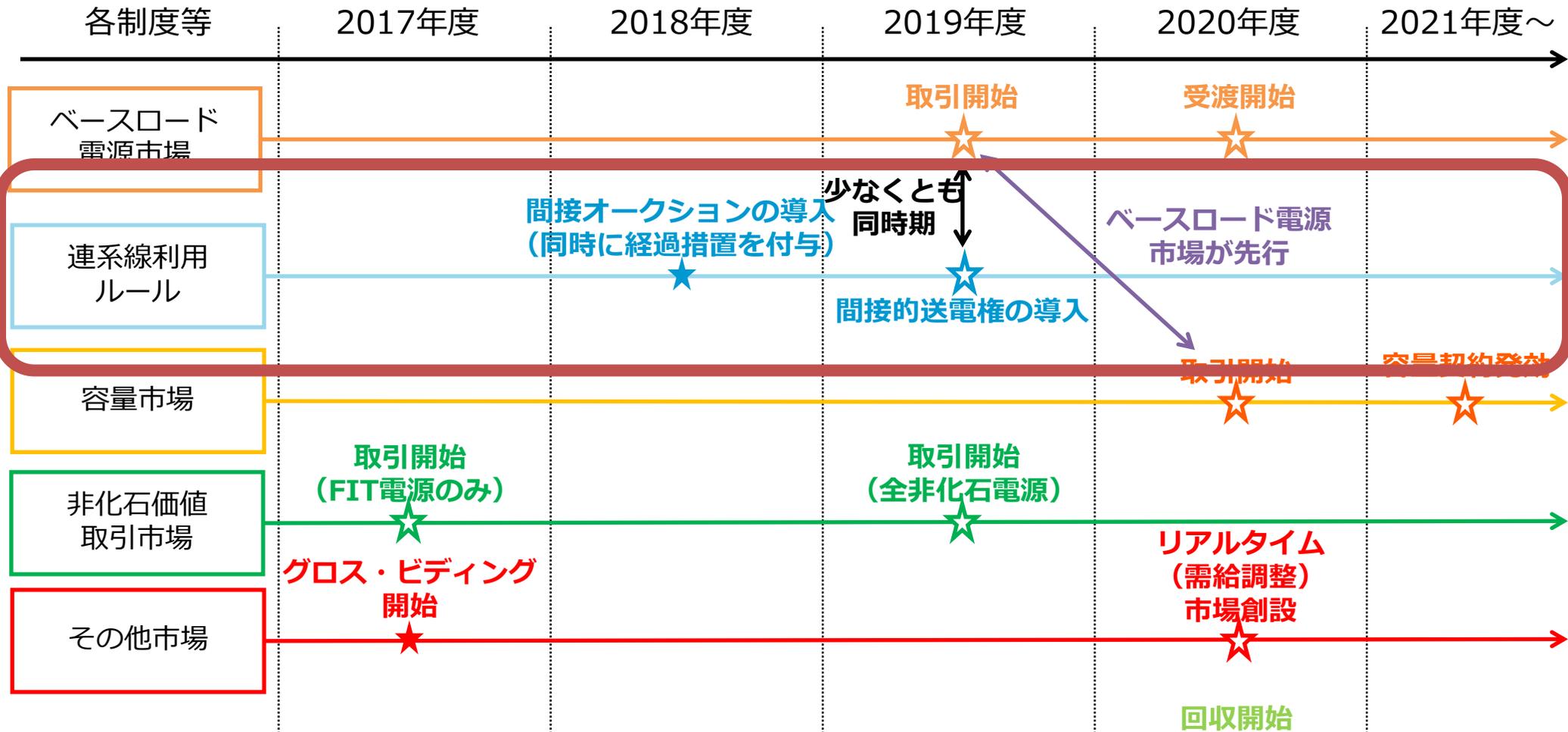
(参考) 間接オークションの概要

- 1) 「直接オークション」は、連系線を利用する地位又は権利を、オークションにより割り当てる仕組みであるのに対し、「**間接オークション**」は、**こうした権利の割当てを行わず、全ての連系線利用を、エネルギー市場（日本でいえばJEPXにおける市場）を介して行うこととする仕組み。**
 - 2) 具体的には、現行ルールでは、先着優先での容量割当てを積み重ねた上、前日10時の段階で、なお空容量となっている部分を活用して、スポット市場取引が行われているところ、**原則、全ての連系線容量をスポット市場取引に割り当てることとする仕組み**と考えることができる（※）。
 - （※） 我が国のスポット市場は現在でも全国市場であるため、連系線の全ての容量をスポット市場取引に割り当てること、すなわち、間接オークションと同義となる。また、スポット市場約定後は、時間前市場によって、割り当てる仕組みとなる。
 - 3) すなわち、現行の「**先着優先**」に基づく連系線予約を停止すれば、**実質的に、間接オークションが実現。**
- （なお、電力の需要に対して供給が上回るケースで出力抑制を行う際、まず火力発電等の抑制を行い、次に太陽光発電や風力発電、長期固定電源（原子力、揚水式を除く水力、地熱）の順で抑制を行っていく「優先給電ルール」のあることに留意が必要。）



(参考) 間接オークション等の導入時期について

★: 導入目標
 ☆: 導入目安



*先物市場についても、可能な限り早期に立ち上げることを目指し、引き続き検討。

これまでの議論

- 間接オークション導入に関しては、広域機関の地域間連系線の利用ルール等に関する検討会を踏まえ、第3回TF（制度検討作業部会）で議論が行われたところ。
- その後、関係者への意見募集・ヒアリングを実施したところ、間接オークションの導入に当たり、特定契約や間接的送電権等について会計上の取り扱いの整理が必要との意見があった。
- これを踏まえ、当該取引等に伴う会計上の整理について、複数の公認会計士と確認したところ、次項以降のような整理が適切と考えられる。

■平成29年4月10日第3回TF (昭和シェル石油株式会社)

- 金融的送電権の会計上の取り扱い等を予め整理の上、事業者にも早めに周知願いたい。
(中略)

私どもとして、特にどうすべきだという意見があるわけではございませんが、将来の価値を買ったものに関して、会計上どう取り扱うか、特にデリバティブのような扱いになるんだとすれば、会社としまして会計的にかなりセンシティブになるので、その辺の取り決めを前もって前広に決めておいていただいたほうが運用しやすいということでございます。

■平成29年4月20日第4回TF (JXTGエネルギー株式会社)

- 来年度より導入の間接オークション、差金決済契約に備え、契約文案、会計処理を検討中。については、差金決済契約の実物・デリバティブの線引きの明確化を希望。
(略)

特定契約について

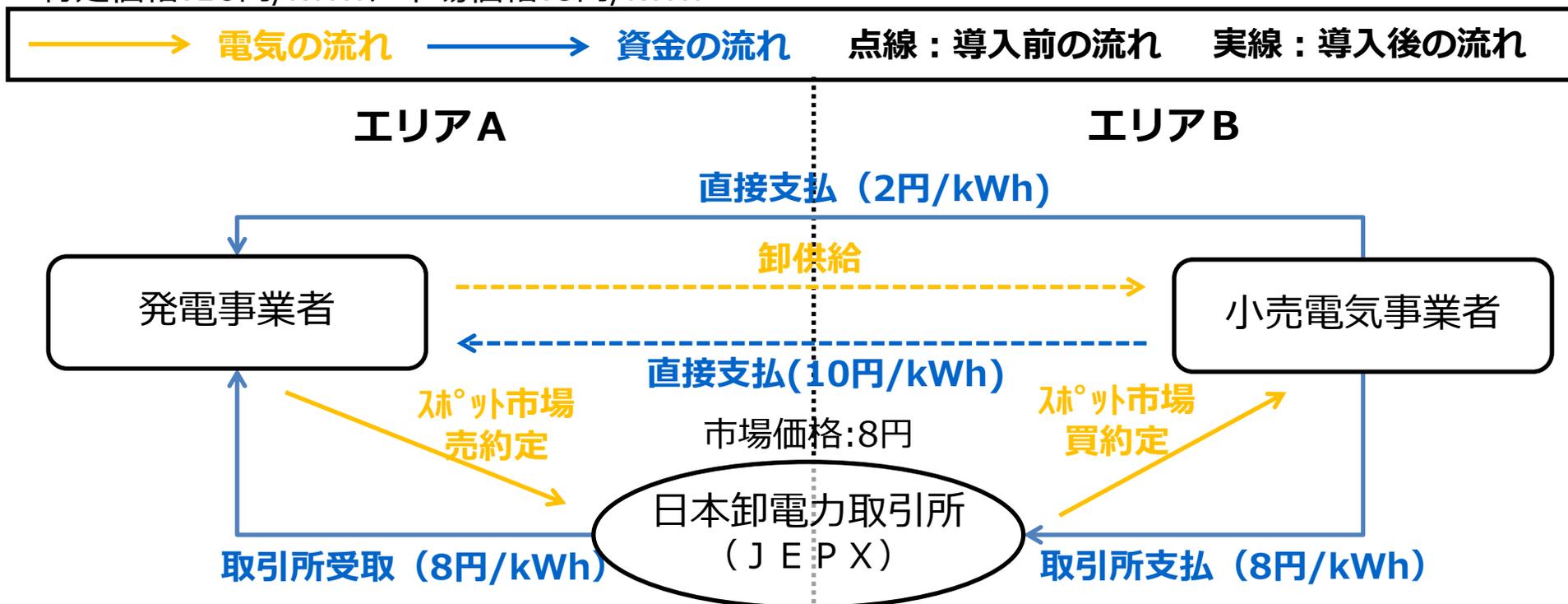
- 連系線利用ルールの見直しに伴い、間接オークションが導入された場合、エリアをまたぐ電力取引については、一度JEPXを通して、取引されることとなる。（スポット市場価格で約定）
- 当事者間の合意により、JEPXのスポット市場価格にかかわらず固定価格で電気の受け渡しを行う場合に、特定契約（※）を結ぶことが考えられる。

※①スポット市場を介して電力を受渡すこと、②特定価格、③特定価格の一部（市場価格）が取引所で決済されること、④残り（特定価格と市場価格の差額）を直接支払うこと、を内容とした契約を指す。

【間接オークション導入前後のエリアを跨ぐ電力取引の資金と電気の流れ（イメージ）】

※ 特定契約を締結した場合

特定価格:10円/kWh、市場価格:8円/kWh



特定契約の会計上の整理

- 特定契約は、スポット市場を介して電力を受け渡すことを内容とする電力受給契約の一種であり、電力財の取引と事業者間精算の取引は一体の契約で行われることとなることから、金融商品会計基準の対象外（※）（デリバティブ取引には該当しない）と考えることが適当。

※なお、金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）の第20項で求めている通り、将来予測される仕入、売上又は消費を目的として行われる取引であることが具体的に明確に記載され、会社として職務権限に基づく社内ルールに従い当該文書が承認プロセスを経ていること、またそれを逸脱した取引を行うことが認められない状況となっていることが必要である。

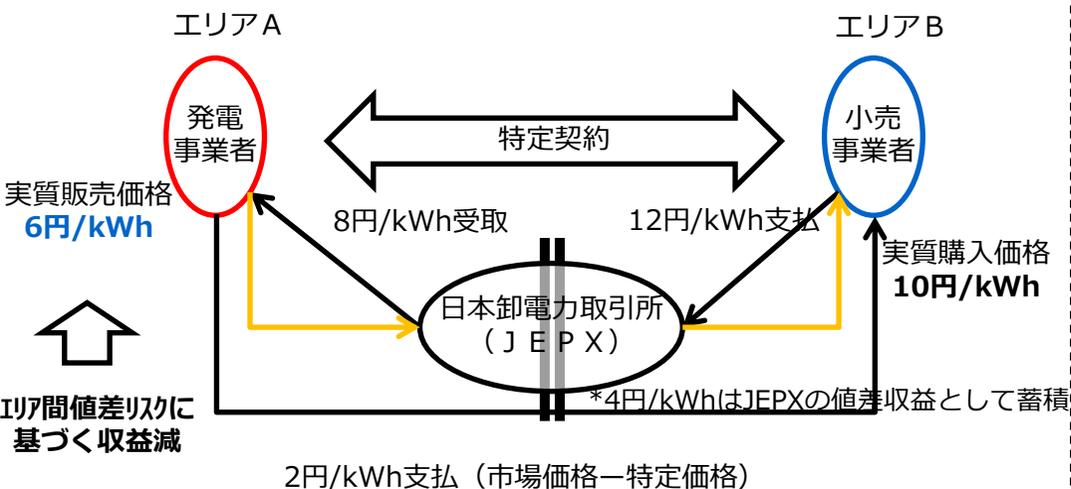
間接的送電権等について

- 経過措置の対象にならない事業者についても、スポット市場において市場分断が生じた場合に、エリア間値差の問題なく固定価格等で電気の受け渡しを行う相対契約を締結できる仕組みを整備することが必要。
- このため、いわゆる「間接的送電権等」を具体的に設計し、ベースロード電源市場創設（2019年度取引開始、2020年度受渡開始）までに導入する。

<間接的送電権等なし>



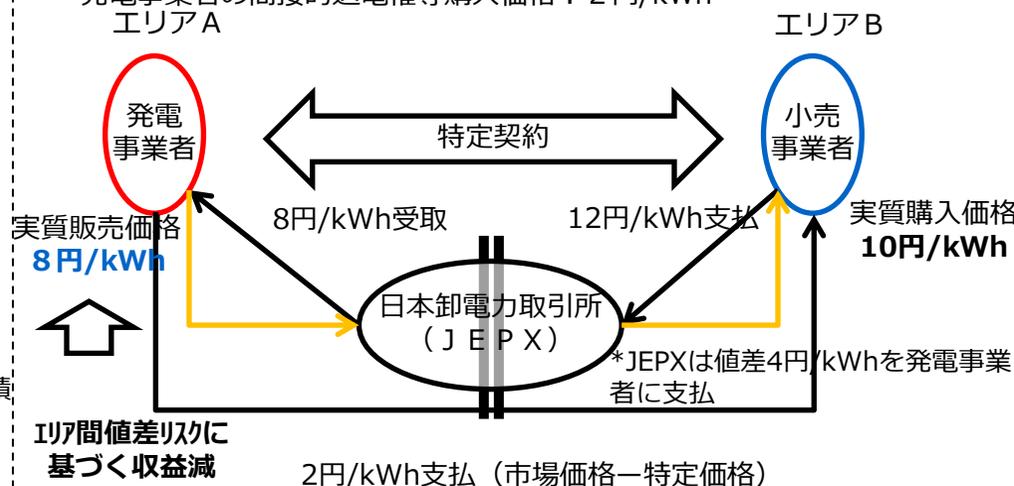
例：エリアA価格:8円/kWh、エリアB価格:12円/kWh
 特定契約の特定価格:10円/kWh、市場価格：エリアB価格



<間接的送電権等あり>



例：エリアA価格:8円/kWh、エリアB価格:12円/kWh
 特定契約の特定価格:10円/kWh、市場価格：エリアB価格
 発電事業者の間接的送電権等購入価格：2円/kWh



間接的送電権等の会計上の整理

- JEPXにおいて商品設計等が検討されている間接的送電権等については、JEPXのスポット市場における電力の購入・販売代金の調整を受けられるメカニズムに対する対価と位置づけられるが、その会計上の整理については、今後の商品設計等の検討を踏まえ、早期に整理を行うこととしたい。